

第6章 今後の保存と活用

第1節	歴史文化遺産の保存活用事業の現状と今後の方向性	126
第2節	歴史文化遺産の保存活用を推進するための体制整備の方針	131
第3節	歴史文化遺産の保存と活用のための事業と新制度の創出	132
第4節	文化財保存活用計画に関する基本的な方向	134



第1節 歴史文化遺産の保存活用事業の 現状と今後の方向性

1. 歴史文化遺産の保存に関する現状と今後の方向性

ここでは、歴史文化遺産の保存をめぐる現状を整理した後、市民・所有者・行政等の協働による歴史文化遺産の保存とこれらの継承を担う人材確保の2つの視点から今後の保存における方向性を示した。

(1) 歴史文化遺産の保存をめぐる現状

現在、本市において現状変更を規制し、保存、継承事業を公的に支援しているのは、指定文化財、登録文化財に限られている。これらの指定文化財、登録文化財の大部分は寺社、その他の団体、個人の民間によって所有されており、公的支援は主に、指定文化財の保存修理、保存継承事業に対して補助金を交付するという形で行われてきた。公的支援の基に行われる保存修理については、大規模寺社が行う事業が多く、小規模団体や、個人によって所有されている歴史文化遺産については、所有団体・所有者の費用負担の観点から実施された事例が少ない。また、そもそも指定文化財・登録文化財となっていないものは支援が進んでいなかった。

(2) 所有者・市民・行政等の協働による歴史文化遺産の保存

本構想で明らかにした関連遺産群を構成し、本市の歴史や風土を理解する上で欠くことのできないもの、或いは歴史文化遺産保存活用地区内に位置し、地区の風致、環境を形成しているものについては、保存を検討する必要がある。この際には、今後、詳細な一定の基準を策定し、保存を行うとともに、未指定の歴史文化遺産でも、本構想で把握できた歴史文化遺産としての価値を所有者や地域住民と共有し、保存のための助言を行い、民間の助成などを受けることができるように調整や支援を行っていく。また、河内長野市開発事業の手続等に関する条例に基づく事前協議等によって開発にともなう影響を事前に把握し、必要に応じて保存についての協力を依頼していく。また、このための財源に関しては、きびしい財政状況下にあっても将来にわたり持続していくことができるように、従来の指定文化財・登録文化財の補助率や補助上限額の再検討を併せて行う必要がある。

(3) 歴史文化遺産の保存継承を担う人材の確保

市内には、寺社や講等を主体として、多くの伝統行事が無形の歴史文化遺産として旧村を中心に伝わっている。しかし、長く行事を担ってきた旧村では、核家族化による子ども世代の都市部への転居によって後継者不足が起きている。また、寺社にある有形の歴史文化遺産にあっても、実質的には旧村の氏子や檀家によって保存継承が行われているものがあり、これらについても保存継承の担い手、財源の不足が課題となっている。一方で、開発団地等では、伝統的な地域社会への帰属に対して一定のニーズがある。このような開発団地等での市民のニーズと新たな担い手を必要としている旧村のニーズとの調整について、地域、団体、行政等が一体となって進めていく必要が

歴 史 文 化 遺 産 の 保 存

歴史文化遺産の保存

①指定文化財・登録文化財の現状変更の制限と保存措置に対する助成

②未指定文化財の保存についての行政指導、協力依頼、民間助成の獲得による保存措置

③効果・効率的で持続可能な補助制度の検討

保存継承の担い手の確保

①歴史文化遺産保存活用地区周辺の開発団地住民が保存継承の新しい担い手となれるように調整と支援を行う。

②歴史文化遺産保存活用地区から転居した住民を保存継承の担い手として繋ぎとめる。

③特定のテーマを持って活動する市民団体との連携の促進

第55図 歴史文化遺産の保存

ある。このような調整によって、歴史文化遺産の保存が進むとともに、開発団地の住民も地域との繋がりを強化できるものと考ええる。また、他の地域へ転居した住民が引き続き、歴史文化遺産保存継承の担い手となれるような意識の醸成も必要である。

また、個人を対象とするだけではなく、市内に存在する文化財ボランティアや、観光ボランティア、森林ボランティアなどのテーマ型の市民団体、自治会や地域まちづくり協議会などの地域型の市民団体が歴史文化遺産の保存活動に参画できるような仕組みづくりが必要である。

2. 歴史文化遺産の活用に関する現状と今後の方向性

歴史文化遺産は、市の魅力を発信し交流人口を呼び込む際に、大きな役割を果たすと同時に、地域住民がふるさとへの愛着と関心を持つ際にも欠くことのできないものである。教育立市宣言を行っている本市においては教育分野における活用を中心に据えるが、歴史文化遺産の活用は、本市が抱える多くの課題を解決する糸口にもなると考えられる。また、本構想が文化財保護と活用のマスタープランとしての性格を持つ点を考慮し、教育に観光、景観、地域づくりを加えた4つの視点から歴史文化遺産の

歴 史 文 化 遺 産 の 活 用

教育分野での活用

①児童・生徒が郷土に関する関心と愛着を持ち、地域貢献できる人材として活躍できるように歴史文化遺産を教材として、また実践の場として活用する。

②市民の地域の伝統文化への関心を育み、既存の保存継承団体の活動や地区の伝統行事への参画を促すために活用を行う。

観光分野での活用

①歴史文化遺産の価値を顕在化し、観光資源としての魅力を引き出す。

②様々な媒体を基に市域の歴史文化遺産の魅力を発信する。

景観分野での活用

①歴史性を踏まえた地域の景観に関するイメージの共有をはかる。

②景観構成要素としての歴史文化遺産の保全と、保全の取り組みに対する支援を行う。

地域づくりでの活用

①歴史文化遺産の継承を通じて、地域住民が相互につながりを深め、文化的に質の高い住環境を創出する。

第 56 図 歴史文化遺産の活用

活用を図る方針を以下に述べる。

(1) 教育

定住の促進、次世代を担う人づくり、市民協働の推進、ぬくもりのある地域づくりは、第5次総合計画において本市が対応を求められている課題である。郷土に関心と愛着を持ち、地域貢献できる人材を育成することは、これらの課題解決に資するものである。歴史文化遺産は、このような育成を行う際に、重要な教材となりうる。

このため、教育分野において歴史文化遺産の活用を行い、特に学校においては、児童・生徒が郷土の歴史や文化を学ぶ教材として、また、学校以外の場においては、市民が郷土愛を育むため、また自らの人生を豊かに過ごすために歴史文化遺産の活用

ができるように、環境を整えていく必要がある。

この際、本構想で明らかにしたように、本市は異なる歴史、伝統文化を持つ複数の地区からなっている。このような地区に着目し、本市全体としての郷土への関心に加えて、生活に根差したより身近な地域への関心を誘う必要がある。このことにより、一層強固な郷土愛が育まれると考えられる。

学校教育

これまでも、児童・生徒が郷土に対する関心と愛着を持ち、地域貢献できる人材として活躍できるように、市内の児童・生徒を対象として、『かわちながの物語』を使った「ふるさと学」、「郷土・歴史学習」、「こども文化財解説」といった取り組みを行ってきた。「ふるさと学」は、市内児童・生徒が、展示施設である「くろまる館」や「滝畑ふるさと文化財の森センター」へ訪れ、展示の見学や体験学習を行うことにより郷土の歴史を学ぶものであり、「郷土・歴史学習」は、市の専門職員が学校現場へ赴き、郷土の歴史や文化遺産について授業を行うものである。「こども文化財解説」は、「ふるさと学」や「郷土歴史学習」で学んだ知識を基に子ども達が自ら学習を深め、その成果として歴史文化遺産の見学に訪れた人々に解説を行うものである。

現在の「ふるさと学」や「郷土・歴史学習」のカリキュラムは、市域全体の歴史を対象としたものが中心となっている。今後は、各地域独自の歴史文化遺産について、本構想で設定した関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を基に相互に関連付け、ストーリー化し、内容をさらに掘り下げた教材を開発し、この取り組みを通じて、児童・生徒がより身近に感じることでできる歴史文化遺産を対象とした授業を行う。また、地域の歴史文化遺産の担い手ともなれるように、既存の保存継承団体の活動内容や地区の伝統行事なども積極的に「郷土・歴史学習」のカリキュラムに組み込んでいく。

社会教育

地域への関心と愛着心の育成は、学校教育以外の場でも推進する必要がある。特に、人口の流動が一定程度みられる本市においては、地域の歴史、歴史文化遺産、伝統文化に馴染みの少ない市民も多い。このようなことから、市民交流センター、公民館、図書館、くろまる館、滝畑ふるさと文化財の森センターなどの社会教育施設等で、地域の歴史、歴史文化遺産、伝統行事に関する展示会、講演会、体験学習等を企画し、適切に情報発信するとともに、これを通じて地域の伝統文化への関心を育み、既存の保存継承団体の活動や地区の伝統行事への参画を促していく。

(2) 観光

市内には、歴史文化遺産を多く抱える観心寺、金剛寺が観光地ともなっており、第2章第3節でも詳述したように多くの人が訪れている。しかし、現状では点としての

観光にとどまっているため、市内への来訪者の滞在時間は限定され、『河内長野市産業振興ビジョン』（以下、「産振ビジョン」という。）でも指摘されているように飲食店や土産物屋がないため「観光業」の成立には至っておらず、経済的効果もみいだせない状況となっている。

本構想で明らかにしたように、観心寺、金剛寺を包括する一山寺院という歴史文化遺産の類型と並んで、中世城郭、街道、里山集落、土木遺産といった他類型の歴史文化遺産も存在しており、これらに関してはこれまで必ずしも十分な情報発信ができていなかったものも含まれる。また、市内には特徴的な祭礼や伝統行事も多く残っており、これらは観光資源としても位置づけることができる。普段は公開されていない歴史文化遺産の公開と、まちの景色の中に溶け込んでいる歴史文化遺産の顕在化の両手法により、観光担当部局と連携の基に観光資源としての歴史文化遺産を適切に価値づけし、磨き上げ、情報発信していく必要がある。また、歴史文化遺産を単に公開するだけではなく、歴史文化遺産としての保存とバランスをとりながら建造物をイベント会場などとして利用するなど積極的な活用を検討していく必要がある。これらの実施によって産振ビジョンにある「奥河内を生かした観光産業づくり」の実現を歴史文化遺産活用の側面から図る。

（3）景観

歴史文化遺産群をその周辺環境も含めて面として保存し、河内長野らしい魅力的な景観を維持し、その価値を分かりやすい形で顕在化していくことは、これらに魅力を感じた交流人口を呼び込み、また、定住を促進していく上でも効果がある。歴史文化遺産は、本市において重要な景観構成要素となるものである。この際にも、本構想がこれまでに明らかにしてきたように、門前、宿場町、里山集落など、地域によって様々な歴史的景観がみられることを踏まえる必要がある。

地域固有の景観について、本構想を基にさらなる調査研究を進め、その特徴と価値を明らかにし、その上で、地域らしさのイメージやこれを構成している歴史文化遺産の持つ価値を市民と行政で共有していく必要がある。このためには、景観担当部局との連携を基に、普及啓発事業を推進し、市民と行政とが一体となって、まちの活性化や都市防災とのバランスをはかりつつ、景観の保存と整備を推進できるようにする必要がある。

（4）地域づくり

全国的な傾向として地域住民の連帯感や地域への関心が希薄化しており、前述したように第5次総合計画でも「ぬくもりのある地域社会の構築」が目標となっている。そこで、地域に根差し、地域住民によって共同で継承されてきた歴史文化遺産が担ってきた人とひとの絆、人と地域のつながりを深める役割にあらためて注目する必要がある。本市においては、旧村はもちろんのこと、開発団地においても生活圏から近い場所に豊富で魅力的な歴史文化遺産がある。このような歴史文化遺産は、地域住

民が相互につながりを深めることに役立てることが可能であると思われる。

例えば、これまで主に旧村の住民によって担われてきた祭礼について、周囲の開発団地の住民や他の地域へ転出した子世代が参加しており、すでに歴史文化遺産が住民の結束を強め、新たな時代に即した関係づくりのきっかけとなりはじめている事例がある。今後、行政でもこのような活動の支援を推進する必要がある。

また、このことによって、文化的に質の高い魅力的な住環境が整えられ、精神的に豊かな暮らしがおくれるような環境も整ってくるものと思われる。

第2節 | 歴史文化遺産の保存活用を推進するための体制整備の方針

本構想でとりあげている関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区の設定により、河内長野らしさを構成する要素を守り伝え、これらを活用したまちづくりを進めるためには、歴史文化遺産所有者、有識者、歴史文化遺産所在地の周辺住民、市民団体、関連部局等と連携を行い、各主体との適切な役割分担の基に新たな体制整備をはかっていく必要がある。

1. 市民の役割

特色ある地域の歴史文化遺産、伝統文化の価値を共有し、これを継承し、また次世代に受け継ぎ、行政とも連携をはかりながら新たな視点で歴史文化遺産を再発見し、歴史文化遺産の保存を担い、同時に地域の伝統行事に積極的に参加し、もって、住民自治を推進する。

2. 歴史文化遺産所有者の役割

歴史文化遺産が貴重な地域の歴史と伝統文化を象徴する財産であることを踏まえ、これを大切に保存するとともに、プライバシーの侵害、業務の妨げにならない範囲において、これらを公開する等、その活用を推進する。

3. 行政の役割

文化財担当課にあつては、特色ある地域の歴史、歴史文化遺産、伝統文化について河内長野市文化財保護審議会をはじめとする有識者の指導の基、調査・研究を進め、効率・効果的な歴史文化遺産の保存が進むように計画等を策定し、所有者、市民、団体等が行う保存事業を支援、推進し、歴史文化遺産の担い手となる人材を育成する。また、その価値の適切な発信につとめ、保存とのバランスをはかりながら、関連部局と連携をとりつつ積極的に歴史文化遺産の活用を進めるとともに、歴史文化遺産の所有者にもその公開・活用を促していく。

行政において教育、観光、景観、地域づくりを担う関連事業所管課にあつては、特色ある地域の歴史、歴史文化遺産、伝統文化の価値を尊重し、これを積極的にその所管する事業において活用する。

4. 市民連携

本構想でとりあげている関連遺産群や歴史文化遺産保存活用地区を構成する要素の保存を推進していくためには、歴史文化遺産所有者（団体）や市民（団体）等との協働、庁内の連携を一層強化していく必要がある。このために、文化財担当課が中心となり、河内長野市文化財保護審議会の指導の基、自治会、まちづくりを担う市民、関連事業所管課と所有者の調整を図りながら、自治会や地域まちづくり協議会等の地域型の団体、観光ボランティアなどのテーマ型の団体とも連携しつつ、歴史文化遺産の適切な継承を図り、活用を図るための体制づくりを行う。また、歴史文化遺産所有者（団体）、市民（団体）が構想によって明らかにできた歴史文化遺産の価値を共有できるように、必要に応じて、これらの団体へ職員を派遣し、歴史文化遺産、伝統文化の価値の共有を促していく。

第3節 歴史文化遺産の保存と活用のための事業と新制度の創出

ここでは、前節までの内容を受けて、今後、市内の歴史文化遺産の保存活用のためにどのような施策が必要であるのかを示す。

1. 調査研究の推進

市内にある歴史文化遺産の価値の解明、それらの相互関連性のさらなる解明、効果的な保存活用施策の検討を目的として調査研究を進める。このために、大学、研究機関、その他の有識者、歴史文化遺産所有者（団体）、市民（団体）、関連事業所管課との連携によって、調査研究体制を整備する。

なお今後、地域住民の協力を得て、新たな視点も加えて今回把握しきれなかった歴史文化遺産の把握と調査も併せて行う。

2. 歴史文化遺産、伝統文化の価値の情報発信

市民と各地区に存在する歴史文化遺産、あるいは関連遺産群、歴史文化遺産保存活用地区についての価値を共有し、市への来訪者へ情報発信するため、印刷物やHP、案内板や標識の設置、講演会、展示、公開等を通じた従来型の情報発信に加えて、ソーシャル・ネットワーキングを活用した情報発信、体験型の普及啓発事業も行っていく。また、まちづくりや歴史文化遺産の保存に関わる団体へ積極的に講師の派遣を行い、景観資源としての側面も積極的にPRしていく。さらに、歴史文化遺産のデータベースの公開も検討する。この際、個人情報にも十分に配慮を行い、所有者との協議の中で、どの情報までを公開するのか慎重な検討を行う。

なお、研修などを通じて庁内における情報の共有化をはかることで、開発事業等により滅失することをできる限り防止し、貴重な地域資源である歴史文化遺産に関する認識と知識を職員全体で深め、様々な施策や地域課題の解決に活用されることを推進する。

3. 開発団地と旧村の組み合わせによる新しいふるさとの枠組みの創出

市域は旧村と開発団地からなるが、市域が空間的に二分されているわけではなく、主に丘陵の間を流れる河川の流域に旧村が、丘陵上に開発団地が位置しているため、この2つが交互に隣り合いながら混在している。この特徴により歴史文化遺産を保有し、地域の伝統文化を培ってきた旧村と多くのマンパワーがある開発団地が力を合わせやすい状況がある。このことから、隣り合っている旧村と多くのマンパワーがある開発団地を組み合わせ、新しい枠組みでの身近なふるさとを創出し、保存と活用を進めていくことができる可能性があり、この可能性の実現のために、行政としても市民の活動を促し、協働を推進していく。

4. 次世代教育

既存の「ふるさと学」、「郷土・歴史学習」、「こども文化財解説」の中で、より地域に密着した郷土歴史学習プログラムや教材の開発を行う。この際に、地域とは、本節の3で述べた新しく創出する枠組みでの地域を指すこととし、教材には、歴史文化遺産の解説書、文化財地図、映像記録などを含めるものとする。また、ふるさとの歴史や歴史文化遺産について理解が進むように、市内小中学校の教員の研修なども行う。

5. 市民協働による歴史文化遺産の保存活用の推進

第5次総合計画の「まちづくりの視点」の一つに「市民が豊かさを実感し、将来に希望を持って生活していくため、市民一人ひとりが責任を持ちながらまちづくりの担い手となり、みんなで力をあわせて魅力的なまちを創造」することが掲げられており、これに基づいて協働による歴史文化遺産の保存と活用を進める。

これまでの文化財保護行政は、行政が主導してきた経緯があり、公的な補助によって保存を行うことが可能となる指定文化財候補への選定や国登録文化財への推薦は河内長野市文化財保護審議会の指導の基に行政が行ってきた。しかし、地域の伝統文化の担い手である市民は、公的に評価される学術的価値とは異なる尺度で歴史文化遺産の価値を考えている場合も少なくない。そこで、未指定の歴史文化遺産について、一定の基準の基に市民の目線で保存措置を提案する制度等も検討する必要がある。

今回把握できた歴史文化遺産を後世に伝えるためにも住民との協働が重要な事項となる。この点で、地域住民の理解と協力を得つつ、定期的な状況の把握を行うことを検討する必要がある。また、住民相互の協定などを含む保存のための計画策定、あるいは管理のための計画策定を推進する必要がある、このような団体を行政が支援する仕組みも検討をする必要がある。

6. 歴史文化遺産継承団体の支援

本市において歴史文化遺産を継承しているのは、宗教法人、講、氏子、檀家、保存会、その他団体や個人である。団体については、これを構成し、継承のための活動を行う人材が急速に減少している。これまで、指定文化財・登録文化財となっているもの以外の

歴史文化遺産は積極的な公的支援を行っていなかった。しかし、本構想によって、関連遺産群あるいは歴史文化遺産保存活用地区を構成する歴史文化遺産として価値づけを行うことができたものについては、今後、継承団体の維持・発展に関する支援を検討する。支援の内容については、保存継承に必要な技術、専門知識を必要とする助言、新たな担い手の確保と育成に関する支援、歴史文化遺産の保存に係る費用について助成等を受ける際の支援などである。

7. 歴史文化遺産収蔵・保管施設の整備

本市の特色として、歴史文化遺産は個人あるいは小規模な団体によって所蔵されており、保存のために、十分な環境が整えられていないものもある。このため、歴史文化遺産の劣化や散逸を防止するためにも、余裕教室を活用するなど収蔵施設の整備を図る必要がある。また、受け入れの基準を検討することも重要である。また、防犯、防災体制を充実させる必要がある。また、盗難や大規模災害に備えて、文化財のデジタル画像の作成とデータベース化も進める。

8. 関連施策との連携

本構想に基づいて実施する施策は、第5次総合計画において把握されている様々な課題を解決していく上でも有効であり、幅広い分野別施策とも関連性を持つものである。

また、各部署が所管している法令や「河内長野市景観形成計画」、「河内長野市森林整備計画」、「河内長野市産業振興ビジョン」などの行政計画とも深く関わるものである。今後、各部署とともに本構想の内容、市内の歴史文化遺産の価値について共有し、連携を強化しながら各計画の達成を歴史文化の側面から支えとともに、本構想の基本方針に掲げた事項にそって、歴史文化遺産の保存と活用が進むように調整を図っていく必要があり、他の行政計画へも本構想の内容が必要に応じて反映されるように調整を図る。

第4節 文化財保存活用計画に関する基本的な方向

1. 文化財保存活用計画策定の趣旨

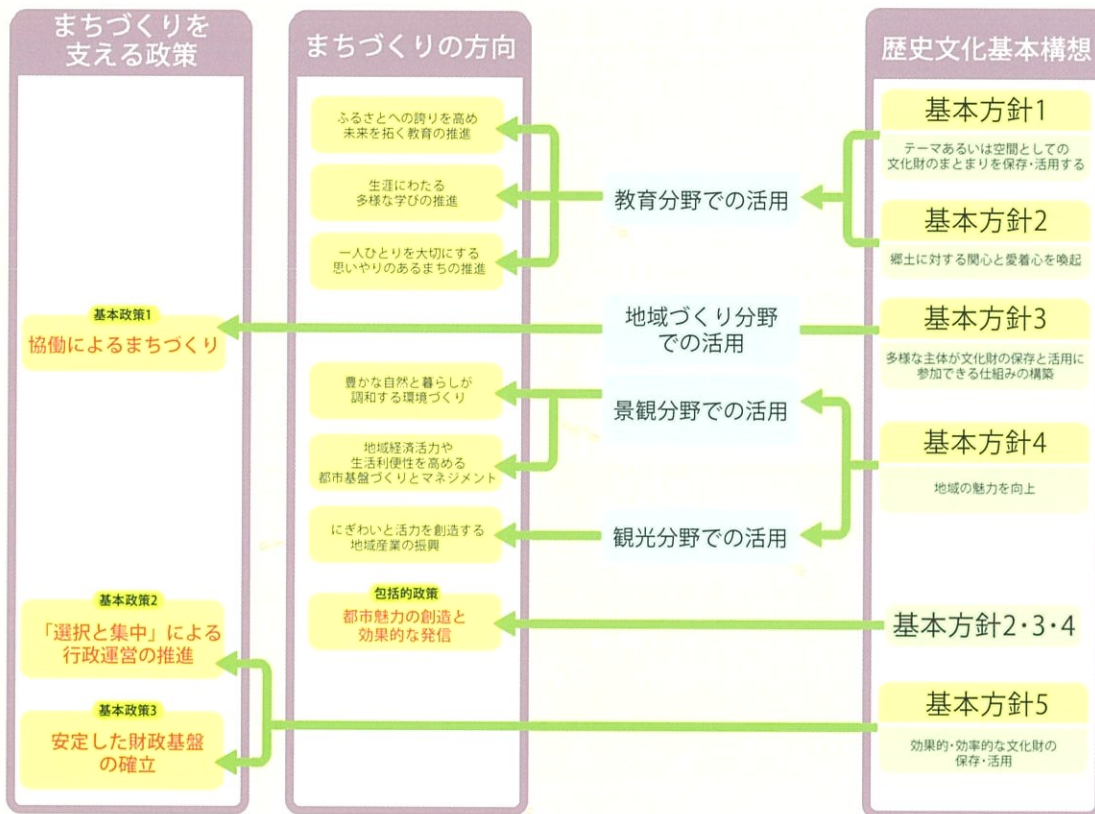
本構想をさらに具体化し、規則の整備や事業実施に繋げていくために、本構想に基づく文化財保存活用計画を策定する必要がある。文化財保存活用計画においては、保存、整備、活用のための事業の内容や手法、実施時期等を明らかにしていくものである。

2. 文化財保存活用計画策定時の検討課題

文化財保存活用計画策定時には、以下の点について本構想に基づく制度の設計、あるいは、事業実施に関する内容・手法、費用、時期等を検討する。

河内長野市第5次総合計画

河内長野市歴史文化基本構想



第56図 河内長野市第5次総合計画と河内長野市歴史文化基本構想の関係

- ①体制整備（関係部局との連絡調整、関係団体との連絡調整を含む）
- ②調査・研究
- ③保存・継承の支援
- ④人材育成
- ⑤歴史文化遺産の整備
- ⑥教育分野での活用
- ⑦観光分野での活用
- ⑧景観分野での活用
- ⑨地域づくり分野での活用
- ⑩関連遺産群の活用
- ⑪歴史文化遺産保存活用地区の活用
- ⑫収蔵・防犯・防災
- ⑬関連施策との調整

3. 策定時期と実施期間

文化財保存活用計画に関しては、平成 27 年度後半～平成 29 年度の 3 ケ年で策定し、策定後の平成 30 年度から河内長野市第 5 次総合計画の計画期間の最終年次である 37 年度までの 8 ケ年の計画とする。なお、文化財保存活用計画に沿って事業を行う際には、業務を円滑に進め、継続的に改善するために、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を経て、計画の見直しを定期的に行っていく。